公　　示　　日：2022年11月16日（水）
調達管理番号：22a00729
国　　名：カンボジア
担 当 部 署：地球環境部環境管理グループ第一チーム
調 達 件 名：カンボジア国環境政策アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

（１） 担当業務　：環境政策（廃棄物管理）アドバイザー
（２） 格　付　　：2号
（３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2022年12月下旬から2024年12月下旬
（２） 業務人月：現地　8.50、国内　1.00、合計　9.50
（３） 業務日数：本業務においては複数回（5回を想定）の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程はプロポーザルで提案してください。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。
（４）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の２０％を限度とする。
２）第２回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の２０％を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1部
（２） 見 積 書 提 出 部 数：1部
（３） 提　　出　　期　　限：2022年11月30日（水）（12時まで）
（４） 提　　出　　方　　法：電子データのみ
➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022

年 4 月)」の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

✧　評価結果の通知：2022 年 12 月 9 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4.　簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１）　業務の実施方針等：
　①　業務実施の基本方針　16 点
　②　業務実施上のバックアップ体制　4 点
（２）　業務従事者の経験能力等：
　①　類似業務の経験　40 点
　②　対象国・地域での業務経験　8 点
　③　語学力　16 点
　④　その他学位、資格等　16 点
（計 100 点）

類似業務経験の分野	環境政策（廃棄物管理）に係る各種業務
対象国及び類似地域	カンボジア/東南アジア・大洋州地域
語学の種類	英語

5.　条件等

（１）　参加資格のない社等：特になし
（２）　必 要 予 防 接 種：特になし

6.　業務の背景

カンボジアは、2020 年のコロナ禍以前までの 10 年間、実質 GDP 成長率年平均 7%程度の経済成長を続ける一方、急速な人口増加、生活水準の急激な変化により、廃

棄物の排出量は増加を続けている。環境省発表のデータによると、2011 年では年間約 64 万トンの排出量であったが、2021 年には約 220 万トンになっている。

地方都市においても、経済発展に伴う都市化により増加する廃棄物の排出量に対し、環境局職員が直営で廃棄物回収を実施している州が多く、また、多くの州では手押しのリヤカーや簡易トラックで非効率に回収されるため収集率は低く、ビン、缶、ペットボトル等の有価物の収集はインフォーマルセクターにより行われている。家庭由来の未分別ごみ排出や廃棄物回収料金の負担への理解不足など、廃棄物問題に対する住民への環境教育活動等も必要とされているほか、最終処分場については、オープンダンピングの処分場も多く、環境悪化、衛生面における健康被害等が懸念される。

カンボジアの国家開発戦略である第四次四辺形戦略（2018 年～2023 年）において、都市衛生の改善を重点的な課題の一つとし、また、2015 年には「国家環境戦略 2015 - 2023」が策定され、環境行政に関わる機関の能力向上は優先課題として取上げられている。このほか、環境省は、「都市固形廃棄物管理に関する政令（2015)」、「都市固形廃棄物管理に関する方針（2020-2030)」など、廃棄物管理分野における政令、方針等を策定しているが、実施主体である地方自治体において、財源、予算の不足、実施体制が脆弱であることにより、適切に運用されていない。

こうした状況を踏まえ、本件専門家は、環境省に配属し、南部経済回廊に面しており人口増加に伴い廃棄物が増大しているとして先方より要請のあったバッタンバン市（人口約 11.9 万人)、スバイリエン市（人口約 4.1 万人)、コンポンチュナン市（人口約 4.1 万人、いずれも 2019 年カンボジア国センサス）の 3 市を対象として、各市の廃棄物管理における問題点を把握、分析し、課題の抽出、改善案の提言を行うとともに、環境省が地方自治体を適切に指導できるよう能力強化や体制構築に必要な各種施策の検討に資する支援・助言を行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、カウンターパート（C/P）機関である環境省配属のもと、バッタンバン市、スバイリエン市、コンポンチュナン市の 3 市を対象として、各市の廃棄物管理における問題点を把握、分析し、課題の抽出、改善案の提言を行うとともに、環境省が地方自治体を適切に指導できるよう実施能力強化や体制構築に必要な各種施策の検討に資する支援・助言を行う。

現地業務期間は、2023 年 1 月から 2024 年 11 月までの間に、渡航回数 5 回、業務人月 8.50 人月を想定する。

（１）具体的な担当事項

具体的担当事項は次のとおりとする。

１） 環境省が地方自治体を適切に指導できるための能力強化や体制構築に必要な各種施策の検討

① 廃棄物管理に係る法制度・戦略・方針・計画等をレビューし、地方都市の廃棄物管理行政に係る問題点を把握、分析し、改善案を提言する。

② 廃棄物管理に係る環境省と地方都市との役割分担及び連携・調整の強化に資する支援・助言、地方都市の廃棄物管理行政に係る政策に係る提言を行う。

③ 環境省において、上記活動に係る技術移転のためのワークショップ等を開催する。

２） 対象３市の廃棄物管理に係る課題の抽出

① 対象３市において、適切な収集・運搬、分別、リサイクル、最終処分など各段階における現状を把握、課題を抽出する。

② 対象３市において、廃棄物管理における政策、実施体制、対策（住民啓発や料金徴収を含む)、他ドナーの支援状況等を分析し、課題を抽出する。

③ 対象３市において、（２）①、②で抽出された課題を踏まえ、改善に係る助言を行う。

（２）業務実施における留意点

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して業務を進めるものとする。

１）環境省および対象３市での業務

本件業務について、配属先は環境省であり、環境省が地方自治体を適切に指導できるための能力強化が主目的であるが、同時に、対象３市における廃棄物管理の現状把握および政策、実施体制等を含めた課題の抽出、改善案の提言、左記に係る対象３州環境局への能力強化も求められている。これを鑑み、プノンペンと３市での業務バランスに留意しながら活動を行うこと。

２）地方都市における廃棄物管理の課題の抽出、分析

地方都市における廃棄物管理の課題を抽出、分析するにあたり、対象の３市のほか、草の根技術協力事業を実施中のプノンペン都、シェムリアップ市も情報収集を行い、参考とすること。

３）適切なテーマ設定

カンボジア側の経験や能力を踏まえて、活動内容の適切な水準や内容を選択する必要がある。カンボジア側の既存の能力を十分把握した上で現実のニーズに対応することが肝要である。このため、初期段階でカンボジア側と専門家間での議論を踏まえたワークプランを合意したうえで実施に移すことが極めて重要である。参加者のニーズに合わせて適切なナレッジを提供する観点より、自治体や中央省庁での政策立案・実施過程を熟知している外部人材の必要に応じた動員等も行う。

４）適切なファシリテーションの重要性

受注者が日本国内における環境管理政策の概要と経験を紹介し、教訓の適用を検討するだけでなく、カンボジア側が同国の現状や課題について述べ、必ず双方向での意見交換が行なわれるよう工夫する。すなわち、日本側からの一方的な講義に留まらず、コラボレーションの場にすることが必要である。このような活動を通じ、中長期的に、相手機関の職員自身の政策立案・計画策定スキルを育成し、知見を共創していくような助言・能力強化が求められる。

５）関連するプロジェクトとの協調

カンボジアでは、環境管理分野において以下の事業が実施中である。活動計画の共有や意見交換等の調整を通じ、支援の重複を避けつつも、これらとの連携を図り、相乗効果を発揮するよう留意する。

＊草の根技術協力事業：

・プノンペン都廃棄物管理改善事業（2019 年 1 月～2023 年 4 月予定）

・トンレサップ湖における水上集落住民参画型プラスチック汚染対策事業（2022 年 3 月～2024 年 3 月予定）

＊普及・実証・ビジネス化事業：

・未分別の廃プラスチックを原料とするリサイクル製品の普及・実証事業（2018 年 5 月～2023 年 12 月）　※スバイリエン市

＊無償資金協力事業

・海洋プラスチックごみ対策計画(UNDP 連携)

上記のほか、草の根無償資金協力事業、ADB、世界銀行、GTZ の事業との情報共有、連携を図ること。

６）既存資料の有効活用

本業務を実施するにあたり、受注者は、（５）で述べた現行の事業の進捗状況や教訓等を最大限に活用し、効率よく情報収集を行うこととする。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）　ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 3 部(JICA 地球環境部、JICA カンボジア事務所、C/P 機関へ各 1 部)

（２）　現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文 3 部(JICA 地球環境部、JICA カンボジア事務所、C/P 機関へ各 1 部)

和文２部（JICA 地球環境部、JICA カンボジア事務所へ各１部）
ただし、最終の現地業務結果報告書（和文）は（３）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、最終の現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。
・地方都市の廃棄物管理行政に係る提言

（３） 専門家業務完了報告書（和文３部）
2024 年 12 月 6 日(金)までに提出。
現地業務期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 地球環境部及びカンボジア事務所に提出し、報告する。
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月)」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型)」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html
留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇔バンコク⇔プノンペンを標準とします。

（２）臨時会計役の委嘱
以下に記載の経費（予定）については、JICA カンボジア事務所より業務従事者に対し、必要に応じ臨時会計役を委嘱する予定です。(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。
・車両借上費
・現地国内航空賃
・セミナー開催費
・事務所関連経費
・資料翻訳費（英語⇔クメール語）
※上記のほか、以下の経費については、必要に応じ、臨時会計役ではなく、カンボジア事務所にて傭上する予定です。
・事務員
・通訳（英語⇔クメール語）
・ローカルコンサルタント

＊臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（３）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「７．業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は２．契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

2022 年 10 月時点で、カンボジアの入国に際してはワクチン接種済みであることを証明する書類を提示することにより入国後の隔離は不要です。またワクチン未接種の入国者に対しては，到着時に迅速抗原検査が実施されます。入国時の防疫措置について、最新の情報は在カンボジア日本国大使館の情報をご確認ください。なお上記状況を踏まえて本業務では現地隔離期間を想定していませんが、今後のコロナウイルス感染拡大状況等によって防疫措置に変更が生じた場合には、業務の実施方法について JICA 地球環境部と協議の上対応を決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア） 空 港 送 迎：第１次現地業務の到着時のみ（必要に応じ）

イ） 宿 舎 手 配：第１次現地業務の到着時のみ（必要に応じ）

ウ） 車両借上げ：なし

エ） 通 訳 傭 上：なし

オ） 現地日程のアレンジ:第１次現地派業務期間開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ） 執務スペースの提供：環境省内における執務スペース提供（環境省にて勤務期間のみ）

（２） 参考資料

① 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上